

放課後子ども総合プラン江南市行動計画編
(江南市子ども・子育て支援事業計画 別冊)

【案】

江 南 市

目 次

1	放課後子ども総合プランの趣旨、目的	1
2	放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の現状	
	（1）放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況	1
	（2）放課後子ども教室の状況	2
3	放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の基本方針 （具体的方策、目標等）	
	（1）放課後児童健全育成事業（学童保育）の平成31年度に達成されるべき 目標事業量	4
	（2）一体型又は連携型の放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子 ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	4
	（3）放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	5
	（4）放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の一体型又 は連携型による実施に関する具体的な方策	5
	（5）小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後 子ども教室への活用に関する具体的な方策	6
	（6）放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の実施に係 る健康福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策	6

はじめに

平成27年3月に策定した「江南市子ども・子育て支援事業計画」において、「第3章 計画の基本的な考え方、基本目標2 地域の子ども・子育て支援の推進、(1) 地域での子育て支援の充実」の「放課後児童健全育成事業」を展開するにあたり、平成27年度は放課後子ども総合プランを進めるとともに、平成28年度から平成31年度までには放課後子ども総合プランの取組みを強化することとします。

この事業展開を計画的に行うため、放課後子ども総合プランの江南市における行動計画を策定することとします。

1 放課後子ども総合プランの趣旨、目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（学童保育）及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を進めます。

具体的には、放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施し、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育の児童が参加するなど、すべての児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことで次代を担う人材を育成するというものです。

【実施方法】

- ①一体型・・・放課後子ども教室と学童保育の児童が、同一の小学校内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。
- ②連携型・・・放課後子ども教室と学童保育の少なくとも一方が小学校以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育の児童が参加するもの。

2 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の現状

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

現在、市内10小学校すべてにおいて、学童保育を実施しています。

児童数は減少していますが、学童保育の利用人数は児童数の減少とは反比例し、増加しています。この上昇は、保護者の就労によるものだけでなく、児童が安全・安心に放課後を過ごせる居場所の必要性が増加していることを示しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児 童 数 (1～3年生)	3,202人	3,057人	2,960人	2,863人	2,911人
利 用 人 数	731人	676人	680人	703人	779人
利 用 率	22.8%	22.1%	23.0%	24.6%	26.8%

(2) 放課後子ども教室の状況

【事業概要】

開設する小学校の全児童を対象に、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、安全管理員等の指導のもと異年齢の児童間の交流と地域住民とのふれあいを図る事業です。

平日の月、水、金曜日の放課後のほか、夏季休業日にも実施します。

【現状】

ア 現在、学校の余裕教室等を活用することにより、市内4小学校において、放課後子ども教室を実施しています。

○ 平成20年度から実施した小学校

- ・ 江南市立布袋小学校
- ・ 江南市立宮田小学校

○ 平成21年度から実施した小学校

- ・ 江南市立古知野南小学校

○ 平成23年度から実施した小学校

- ・ 江南市立藤里小学校

イ 放課後子ども教室の利用者は次表のとおりとなっています。児童数は減少していますが、放課後子ども教室の延べ利用者数は増加しています。児童の安全に配慮しつつ、登録者数を増加させてきましたが、児童が安全で健やかに活動できる放課後の居場所の必要性が、引き続き求められています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学 校 数	10	10	10	10	10
実 施 校	3	3	4	4	4
開 設 割 合	30.0%	30.0%	40.0%	40.0%	40.0%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児 童 数 (1～6 年生)	2,479 人	2,482 人	2,872 人	2,847 人	2,767 人
登 録 者 数	96 人	112 人	158 人	181 人	232 人
延べ利用者数	5,222 人	9,369 人	11,425 人	16,275 人	16,989 人

3 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の基本方針（具体的方策、目標等）

（1） 放課後児童健全育成事業（学童保育）の平成31年度に達成されるべき目標事業量

子ども・子育て支援新制度において、学童保育の対象が、留守家庭の小学校6年生までに引き上げられたことに伴い、利用希望者はますます増加することが予想されます。当面は全小学校区で4年生まで実施できるよう施設及び放課後児童支援員等の人材の確保に努めます。（江南市子ども・子育て支援事業計画P25参照）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見 込 み	低学年	873人	831人	808人	791人	785人
	高学年	377人	379人	373人	377人	359人
	合計	1,250人	1,210人	1,181人	1,168人	1,144人
確保方策		880人	964人	1,154人	1,328人	1,328人
確保方策－量の見込み		▲370人	▲246人	▲27人	160人	184人

（2） 一体型又は連携型の放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

現在、市内10小学校区すべてにおいて学童保育を実施していますが、小学校の教室等を利用している、または、小学校に隣接している施設で実施しているのは、11学童保育所（1小学校区は校内及び校外双方で実施）のうち7学童保育所（小学校の教室等を利用しているのは、6学童保育所）となっています。

このため、小学校の教室等を利用して学童保育所を実施している学校（隣接している施設での学童保育所を含む）を一体型、学校の教室以外で学童保育所を実施している学校を連携型として進めていきます。

本計画初年度の平成27年度は、新たに1箇所の放課後子ども教室を開設するにあたり、学童保育所を併設して実施することから、一体型として実施します。その後、放課後子ども教室を実施している小学校においては、放課後子ども総合プランに沿った事業が実施できるよう努めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実 施 数	1	2	4	4	7
開 設 割 合	10.0%	20.0%	40.0%	40.0%	70.0%

(3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

保護者の就労の状況にかかわらず、すべての児童を対象として、放課後や学校休業日に、学校の施設等を活用し、地域社会の中で多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、次代を担う児童を育成します。平成27年度に放課後子ども教室を1箇所開設し、市内5小学校において、実施していきます。

今後も児童の安全・安心な放課後の居場所の必要性が求められることが予想されることから、新たな放課後子ども教室の開設については、学校における余裕教室の推移を見据え、学校現場との協議に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
学 校 数	10	10	10	10	10
実 施 校	5	6	7	7	7
開 設 割 合	50.0%	60.0%	70.0%	70.0%	70.0%
児 童 数 (1～6年生)	3,219人	3,661人	4,376人	4,385人	4,314人
登 録 者 数	272人	312人	352人	352人	352人
延 べ 利 用 者 数	19,556人	22,432人	25,308人	25,308人	25,308人

(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

ア 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の一体的又は連携による事業を実施する際の共通プログラムについては、放課後児童コーディネーターと放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。プログラムについては、児童の安全確保に十分配慮するものとし、具体的な内容を検討するため、学校区ごとの定期的な打ち合わせの機会を設けることとします。

イ 連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう配慮することとします。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施する10小学校区のうち6小学校区、放課後子ども教室を実施する4小学校区のうちすべてが、学校の余裕教室等を利用していています。

余裕教室等の活用については、特別支援学級の新設や少人数学級、あるいは少人数指導等への対応も考慮する必要があります。

放課後子ども総合プランの重要性を鑑み、体育館、校庭、図書室等の一時利用等も視野に入れ、今後の余裕教室等の推移を踏まえて検討していきます。

(6) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の実施に係る健康福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

学童保育の実施主体事務局である健康福祉部子育て支援課及び放課後子ども教室の実施主体事務局である教育部教育課との定期的な打合せの機会を設定し、放課後対策事業に係る課題等についての情報共有に努めていきます。

調査、研究等に資するための組織を設置し、江南市の実情に応じた効果的な事業実施を目指します。

平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく総合教育会議において、総合的な放課後対策について出された方針を踏まえ、具体的な対策を検討していくものとします。